

小規模多機能施設本丸ホーム 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人東根福祉会が開設する小規模多機能施設本丸ホーム（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下、「職員」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能施設本丸ホーム
- (2) 所在地 山形県東根市本丸南一丁目10-16

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）
利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。
- (3) 介護職員 6名以上（常勤換算）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

第3章 営業日及び営業時間と定員

第5条（営業日及び営業時間）

小規模多機能型居宅介護の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
 - (通いサービス) 7時から21時
 - (宿泊サービス) 21時から7時
 - (訪問サービス) 24時間

第6条（登録定員等）

小規模多機能型居宅介護の登録定員数は29人、通いサービスの利用定員は18人、宿泊サービスの利用定員は7人とする。

第4章 設備及び備品等

第7条（宿泊室）

事業所は、利用者の居室を全室個室とし、宿泊に必要な寝具・備品を備える。

第8条（食堂）

事業所は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

第9条（浴室）

事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

第10条（設備及び備品等）

事業所は、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備える。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明及び同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

第12条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第6章 サービスの提供

第13条（居宅サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第14条（小規模多機能型居宅介護の内容）

小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。

- 2 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによつて良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮する。

第15条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るようにする。
- 5 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握する。

第16条（サービスの取り扱い方針）

事業所は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援していく。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、そ

の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、小規模多機能型居宅介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第17条（社会生活上の便宜の供与等）

事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努める。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

第18条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、東根、東根中部、長瀬、小田島地区とする。

第19条（利用料及びその他の費用）

小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスである場合に利用者が負担する額は、その1割又は2割、もしくは3割の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
 - (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費
 - (3) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - (4) おむつ代
 - (5) その他、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るようにする。

第20条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第21条（喫煙）

健康増進法により、敷地内禁煙とさせていただきます。

第22条（飲酒）

飲酒は、事業者内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂く。

第23条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂く。

第24条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （2）けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- （3）事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- （4）指定した場所以外で火気を用いること。
- （5）故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第25条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知を行う。

- （1）正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。
- （2）偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

第26条（職員の服務規程）

事業所及び職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- （1）利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第27条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する食器そのたの設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げ

る措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒が発生し、又はまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

第28条（職員の質の確保）

事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

第29条（個人情報の保護）

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

第30条（業務継続計画の策定等）

事業所は感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び計画を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条（緊急時の対応）

事業所は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て事業所が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法そのたの緊急時等における対応方法に速やかに対応することとする。

第32条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業所は事故の発生又はその際は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。

第33条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第34条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第35条（身体拘束等）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 事業所では身体拘束適正化委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 3 事業所は前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 4 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。）を3ヶ月に1回以上開催するとともにその結果に

- ついて、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第10章 その他

第36条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

第37条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

第38条（記録の整備）

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第39条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、山形県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、山形県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

第40条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第41条（協力医療機関等）

事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

第42条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づい

て定めるものとする。

附 則 この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年12月17日から施行し、平成27年8月1日より適用する。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年9月5日から施行し、第19条1項に規定する3割負担は、平成30年8月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和3年6月3日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和5年3月9日から施行する。

附 則 この規定は、令和6年6月6日から施行し、令和6年4月1日より適用する。